

令和4年度 海老名市環境保全対策支援事業のご案内 〈低公害車(エコカー)への補助金〉

再生可能エネルギー等の有効利用の促進と低炭素社会の実現に向けて、環境に配慮した車両の購入経費(リースも含む)の一部を補助します。



● 対象車両と補助金額

車両の種別	補助金額	備考
電気自動車	1台につき 150,000円	補助対象車両は、国の補助制度に準じる。
燃料電池自動車	1台につき 400,000円	補助対象車両は、国の補助制度に準じる。

詳細は、「海老名市環境保全対策支援事業補助金交付要綱」をご確認ください。
国の補助制度の変更に伴い、年度途中に対象車両が変更になる場合があります。申請前にご確認ください。
その他、太陽光発電施設等への補助もあります。(詳細は別パンフレット参照)

⚠️ ご注意 ⚠️

この補助金は事前申請制です。
また、納車後は、期限内に完了届の提出が必要です。

※申請にあたっては、必ずこのパンフレットを熟読してください。不備があると、補助金を交付することができません。
不明な点があれば、市ホームページをご覧ください。環境政策課までお問い合わせください。

● 補助金を受けることができる方

※以下をすべて満たす方が対象です。(要綱もご確認ください。)

- (1) 新規に対象車両を購入(リース含む)する方
- (2) 市内の自宅または事業所に対象車両を購入する方
- (3) 市税及び国民健康保険税(国民健康保険加入者のみ)の未納がない方
- (4) **令和5年3月31日(金)まで**に、購入の完了と、完了届の提出ができる方

● 申請の受付期間

令和4年4月1日(金) ~ 令和5年2月28日(火)

※申請の受付は、予算額に達した時点で終了となります。

● 申請の方法

申請は、**必ず車両新規登録の2週間前まで**に環境政策課に持参または郵送してください。
様式は、環境政策課の窓口または市ホームページから入手できます。
申請に必要な書類は、次ページをご確認ください。

● 申請の場所・お問い合わせ先

経済環境部 環境政策課(海老名市役所 5階)
〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1 ☎ 046-235-4912(直通)



● **申請時に必要な書類**



申請を出す時期

対象車両の新規登録の**2週間前まで**
 申請の受付：令和5年2月28日（火）まで

車両	電気自動車	燃料電池自動車
必要書類	<p><input type="checkbox"/> 補助金交付申請書（第1号様式） ※申請様式は、環境政策課窓口や市ホームページから入手できます。</p> <p>◇ 事業総額の算出方法にご注意ください。 ・注文書に記載の総額を事業総額とすること ・ローンで支払いの場合、割賦手数料を含めないこと ・下取り車両がある場合、その差引額は含めること ※ご不明であれば、事前に環境政策課までお問い合わせください。</p> <p><input type="checkbox"/> 役員等氏名一覧表（別紙1） ※申請者が法人等の場合は添付してください。</p>	
	<p><input type="checkbox"/> 注文書の写し</p>	
	<p><input type="checkbox"/> 保管予定場所の案内図（地図）</p>	
	<p><input type="checkbox"/> 保管予定位置を示した配置図 ※予定している車両の駐車状況の平面図</p>	
	<p><input type="checkbox"/> 燃料電池自動車新規登録確約書（別紙2） ※神奈川県燃料電池自動車等導入補助金における「燃料電池自動車車両代金見積書兼新規登録確約書」の写しでも可。</p>	

● 完了届時に必要な書類

完了届を出す時期

事業が完了した日(注)から20日以内または令和5年3月31日(金)のいずれか早い日までに完了届を提出してください。ご提出ができない場合は、補助金を交付できません。

車両	電気自動車	燃料電池自動車
必要書類	<input type="checkbox"/> 完了届（第5号様式） ※完了届の様式は、環境政策課窓口や市ホームページから入手できます。	
	<input type="checkbox"/> 支払いを証する書類の写し（領収書、ローン契約書等） ※対象車両の支払いであることが確認できること ※ローン契約書は、契約締結日が確認できること ※宛名が補助金の申請者と同じであること	
	<input type="checkbox"/> 自動車検査証の写し	
	<input type="checkbox"/> 対象車両の写真 ※ナンバープレートを含め、車体全体が確認できるもの	
	<input type="checkbox"/> 保管位置を示した配置図 ※納車後の車両の駐車状況の平面図	

(注) 「事業が完了した日」とは、以下の手続きのうち一番遅い日を言います。

- 対象車両代金の支払い
- 自動車検査証の発行
- 対象車両の納車

裏面の「申請から補助金交付までの流れ」をご覧ください

● 申請から補助金交付までの流れ ●

START

販売会社と
契約・注文



市役所へ
補助金の
申請をする

※申請者の押印不要



※自動車新規登録の**2週間前**までに申請書類を提出してください。(郵送も可)

通知が届いたら
自動車新規登録・支払い・納車

※「補助金交付決定通知書」が届いた後に申請内容に変更が生じた場合は、「変更・中止申請書（第3号様式）」の提出が必要となる場合があります。



申請後、約2週間で
「補助金交付決定通知書」
が届きます。

市役所へ
完了届を
提出する

※申請者の押印不要

※事業完了から20日以内、
または**令和5年3月31日**のいずれか早い日までに
提出してください。(郵送も可)



請求から3週間前後で、
補助金が指定口座へ
支払われます。



完了届提出後、約10日で
「補助金交付確定通知書」
が届きます。

市役所へ
請求書を提出
する(郵送も可)

※請求印が必要です。



GOAL

● 書類提出前に要チェック！

- 申請書類は、黒ボールペン等で記入していますか？(鉛筆、消せるボールペン等は不可です。)
- 請求書の印鑑は朱肉を使って押印していますか？(シャチハタ等、浸透印による押印は不可です。)
- 控えをとってありますか？(提出いただいた書類は、原則返却できません。提出前にコピーしておくことをお勧めします。)
- 完了届や請求書の申請者名は、申請時と同じですか？(一連の手続きにおいて統一してください。)
- 完了届の内容は、申請時と変わりないですか？(万一変更がある場合は、変更申請が必要となる場合がありますので、市へご連絡ください。)

◆ 不備がありますと、書類を受理できないことや補助金を交付できないことがありますのでご注意ください！ ◆